

広島県告示第九百三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
己斐上四丁目十四地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号から九号を平成十六年三月二十五日広島県告示第四百六十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱九号から十号までを結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱六号、七号及び八号は告示で指定した土地に存する標柱一号、十号及び九号と同一とする。また、標柱九号は告示で指定した土地に存する標柱九号と八号を結んだ線に存するものとする。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市西区		己斐上四丁目						二三二番四一九		標柱一号	
		己斐大迫一丁目						二三二番三六八		標柱三号	
								二三二番四〇九		標柱四号	
		己斐上四丁目						六四一番七		標柱五号及び六号	
								六四一番二		標柱七号及び八号	
								六四一番四		標柱九号	
								二三二番四三一		標柱十号	